

2006年10月5日

淀川水系流域委員会 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

宇治川河川改修に関する審議について

- 1、天ヶ瀬ダム再開発にともなう宇治川河川改修について、淀川水系流域委員会は、「河川整備計画基礎案整備シートに係る平成17年度事業の進捗点検についての意見（淀川水系流域委員会）」の「シートNO. 治水6-1 5. 3. 1 事業名 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減（瀬田川・宇治川の掘削）」の中で、「宇治川塔の島地区の掘削については、当初の掘削計画を大幅に縮小しようとする努力は評価することが出来るが、流れを阻害する既設構造物の撤去を行って、削減量のさらなる縮小をはかる必要がある。塔の河地区河川整備に関する検討委員会を設けて河道掘削法などについて審議していることは評価するが、審議の経過報告が必要である。」また「天ヶ瀬ダム再開発、宇治川河道掘削については、進捗状況の報告がないので意見を保留する。」としています。
- 2、宇治川塔の島地区の河川改修の最大の問題点は、世界遺産を生み出し、世界遺産と一体となった景観と環境の破壊問題です。流下能力が900～1000m³/秒しかないところに天ヶ瀬ダム再開発を行って、宇治橋附近で1500m³/秒を流そうという、琵琶湖後期放流計画が問題なのであって、この計画の宇治川河道掘削に先行する関連工事によってすでに宇治川の景観と環境がおおきく破壊され地元で大問題となっていることは数回にわたり提出した意見書・報告資料でご承知のことと思います。
- 3、河道掘削計画は、当初計画（昭和46年）平均3.3m掘削が、平成13年3月の「宇治川塔の島地区河川整備検討委員会」（淀川工事事務所設置、2000年12月～01年3月）で平均1.2m掘削計画に変更され、さらに淀川水系流域委員会の意見を一部受けて2004年8月、平均掘削0.8mに変更されました。現在さらに変更した計画案が「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」（2005年10月、淀川工事事務所設置）に出されています。

私たちは、結論を優先させることで、平成12年の検討委員会の失敗を繰り返すのではなく、世界遺産と一体となった景観と環境を保全するために、

あらゆる可能性を検討すること、地元住民・関係者・関係団体が納得出来る計画とすることを要求しています。

地元住民の意見の一端は、2006年2月12日、検討委員会主催の「市民の意見を聴く会」も参考にしてください。

- 4、「塔の島地区整備に関する検討委員会を設けて審議していることは評価する」ということですが、その審議経過が流域委員会へはまったく報告されていないのが問題であることを、この間、傍聴者発言や意見書で指摘してきました。

検討委員会は2005年10月1日に第1回委員会、12月14日に第2回委員会、2006年2月12日、「市民の意見を聴く会」と第3回委員会、3月27日に第4回委員会が開催されています。

第2回委員会では①現在の0.8m掘削計画、②塔の川締切堤撤去、塔の河m掘削、本川0.4m掘削の計画、③ ②+塔の島、橘島の上面1m掘削の3ケースが提示されています。

流域委員会は、「流れを阻害する既設構造物の撤去を行って削減量のさらなる縮小をはかる必要がある。」との意見ですが、検討委員会への提示案は「導水管の撤去、亀石周辺の遊歩道の撤去」については全く不十分で委員会の意見の沿ったものとなっていません。私たちは全面撤去を求めています。

先ず破壊された景観・環境の修復が先決です。そして検討委員会に提示されている案は、景観や環境への影響が大きくて、検討は慎重を要し、時間を要します。検討委員会の審議の中で、塔の島地区のバイパストンネル案も検討することとなっているのは評価できます。

最近、魚類の急減など生態系環境に対する疑問と意見が地元関係団体（商工会議所ほか）から建設省への意見書として出されています。

いずれにしても検討委員会の審議の経過をすみやかに報告させることが、流域委員会が天ヶ瀬ダム再開発、宇治川河川改修計画を審議するために必要です。

- 5、さてその「塔の島地区整備に関する検討委員会」は、本年3月27日の第4回委員会以後開催されていません。半年以上検討委員会が開催されないということは審議のあり方として疑問に思います。

私たちは、形式的な審議を廃し、根拠を明らかにして、あらゆる可能性をふくめ、慎重に検討・審議すべきという考えであって、審議をせかせるものではありません。しかし半年間も検討委員会が開催されないことは理

解できません。委員会の審議のあり方として問題なのではないでしょうか。もしちがうところで実質審議しているということであれば、それは検討委員会の出発時の「審議の公開」に反する信義違反となるのではないのでしょうか。

- 6、流域委員会で宇治川河川改修について審議いただく場合は、繰り返し現場をよく見て、地元意見を聞き、地元住民が何を求めているのか理解した上で、実質的な審議を行っていただくことを要請します。

以上